(司法についての意識調査)

# 弁護士の先生方へのアンケート調査

# 【調査企画 】東京大学社会科学研究所 「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクト 【調査実施 】一般社団法人 中央調査社

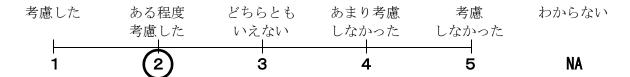
### ご記入にあたってのお願い —

**(7)=5** 

このたびは「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクト・訴訟利用調査班 (研究代表者・東京大学教授佐藤岩夫/訴訟利用調査班代表・東京大学教授太田勝造) のアンケート調査にご協力くださり、ありがとうございます。

- ・ 私たちは、**日本の民事裁判制度の改善の**ための研究をしている研究者グループです。このアンケート調査では、弁護士の先生方の民事裁判についてのご経験とご意見をおうかがいしております。調査の趣旨をご賢察の上、ぜひともご協力いただければ幸いです。
- ・ 先生が本件民事訴訟事件を代理して、民事裁判についてどのようにお感じになり、どのよう なことをお考えになったかをお聞きするものです。裁判についてのご評価・ご意見を率直に お答え下さい。その際は、同封の「書類送付のご案内と回答の手引き」をご覧の上で、ご回 答いただければ幸いです。質問事項だけでは意に満たない点がございましたら、末尾のコメ ント欄にご記入いただきますようお願い申し上げます。
- ・ このアンケート調査の結果は、数値化して統計的に分析いたします。したがって、研究成果 から先生のお名前やご回答内容が特定されることはありません。また、本件訴訟の関係者(先 生の依頼人や相手方、相手方弁護士)や裁判所に、先生のお名前やご回答内容が伝わること はありませんし、そもそも先生が回答されたかどうか自体が伝わることもございません。
- ・ ご回答は、黒または青の筆記用具でお願いします。当てはまる数字や記号を○で囲んでいた だく場合と、数字や文章を記入していただく場合があります。
- ・ ご記入いただきましたアンケートは、**2月23日(金)**までに同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずにご投函下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。(また、インターネットでの回答も可能です。詳しくは「書類送付のご案内と回答の手引き」をご覧下さい。)
- ・ 右上の整理番号は、①ご回答いただいた方に後日お礼の品をお送りするため、②アンケート 用紙をご返送いただいていない方に、再度のお願いをさしあげるために使用します。切り取 らないようお願いいたします。

**[回答例]**問○ あなたは○○についてどの程度考慮しましたか。当てはまる程度でお答え下さい。 なお、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



ここからは、このアンケートの対象となっている事件についてお聞きします。 対象となっている事件については同封の「書類送付のご案内と回答の手引き」をご覧下さい。

問1 本件の訴訟は、どのような問題をめぐるものでしたか。**当てはまるものすべてにO**を付けて下さい。

1	商品・サービスの購入や契約	10	家族や親戚づきあい	
2	お金の貸し借り	11	交通事故	
3	家や土地の購入・売却・改修	12	犯罪	11)
4	家・マンション・土地などの貸し借り	13	役所との間での問題	12
5	インターネットや携帯電話の利用	14	経営する会社や勤務する会社の事業	
6	職場や働き方	15	高齢社会に特有の問題*	
7	病院や医療	16	その他:内容をご記入下さい	
8	学校や子ども・孫の教育	(		
9	近所づきあい		)	

※高齢社会に特有の問題とは、高齢者(65歳以上の人)の介護・扶養、高齢者の財産管理、空き家となっている実家の管理、振り込め詐欺、高齢者への高額商品の訪問販売、高齢者への暴力や高齢者からの暴力などを指しています。

- 問2 あなたの依頼人についてうかがいます。**なお、依頼人が複数いた場合は、主だった 依頼人一人を選んでお答え下さい**。
  - (1) 依頼人は男性でしたか、女性でしたか。

1	2	(13)
男 性	女性	

(2) 依頼人の年齢はいくつぐらいでしたか。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。

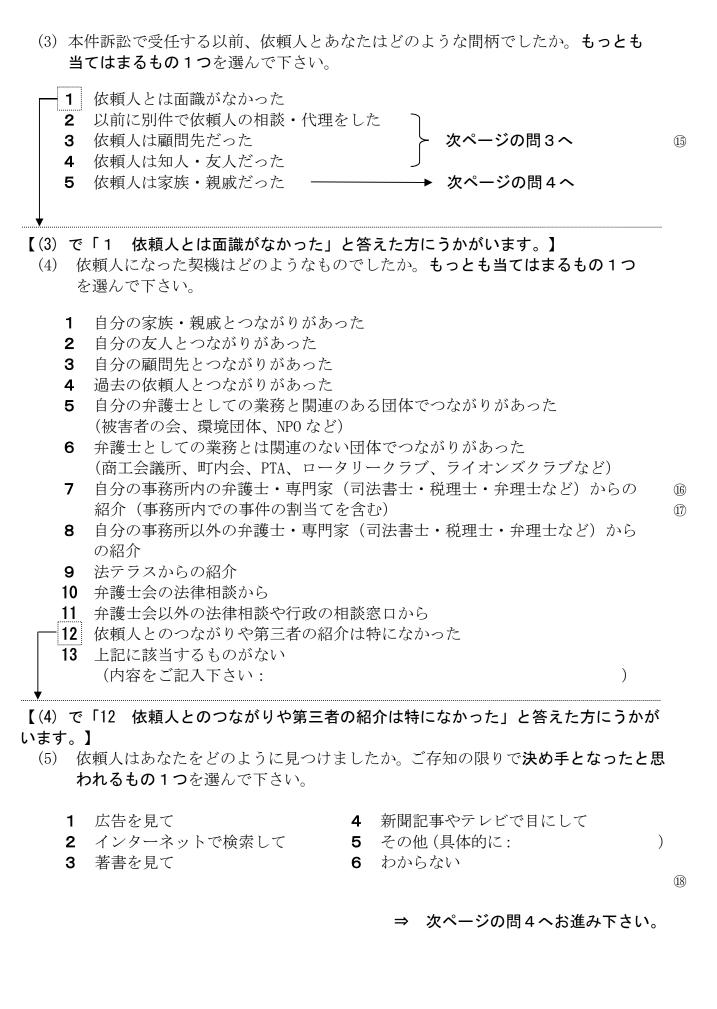
2

 1 20代
 4 50代
 7 わからない

 2 30代
 5 60代
 4

 3 40代
 6 70代以上

(1)



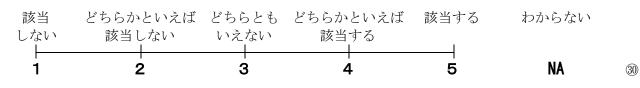
# 【問2(3)で「2~4」のいずれかを答えた方にうかがいます。】

問3 この事件の依頼人と知り合ったのはいつですか。**依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。西暦または元号を用いてお答え下さい**。

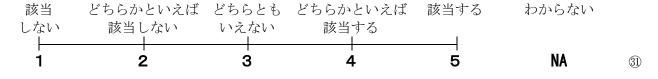
西曆				年		月頃	1	昭和 平成	年	月頃	(19~24) (25)
	:	:	<u>:</u>		<u> </u>		_	T-73X	•	' ノ	26~29

# 【以下、すべての方にうかがいます。】

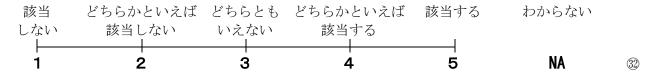
- 問4 あなたがこの事件を引き受けることを決めた理由として、以下の点はどの程度 該当しましたか。当てはまる程度でお答え下さい。それぞれにつき、もっとも 当てはまるもの1つを選んで下さい。
  - (1) 依頼された以上断れないと思った



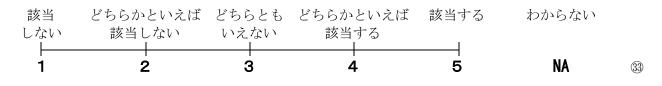
(2) 自分の専門領域に属する事件だった



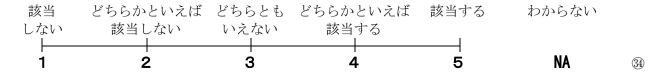
(3) 弁護士としてやらねばならない社会的責務を負う事件だと思った



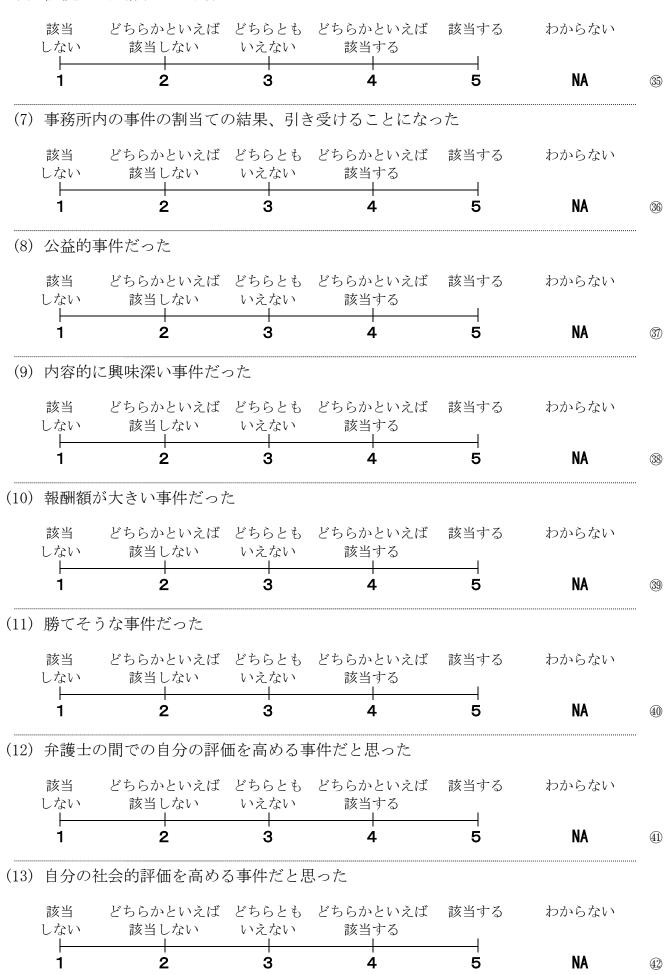
(4) 依頼人との関係を形成あるいは維持したかった



(5) 仲介者との関係を形成あるいは維持したかった

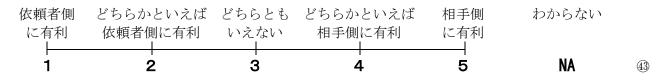




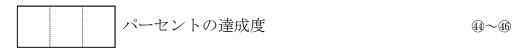


問5 本件を依頼された時点での見通しについてうかがいます。

(1) 依頼された時点で、事件の見通しはどちらに有利でしたか。当てはまる程度でお答え下さい。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。



(2) 第一審の結果は、最初の見通しに照らしてどの程度達成されましたか。パーセンテージでお答え下さい。



47)

48)

)

- 問6 この問題で初めて相談に来たとき、相談の開始時点で依頼人がもっとも希望していたことは以下のどれだったと思いますか。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。
  - 1 弁護士に自分の話を聞いてほしい
  - 2 専門家としての意見を聞きたい
  - 3 相手方との交渉を進めてほしい
  - 4 訴訟を提起してほしい
  - 5 交渉か訴訟かを問わず事件を任せてしまいたい
  - 6 その他(内容をご記入下さい:
- 問7 **訴え提起前**の交渉についてうかがいます。訴え提起前に弁護士として相手方と 和解交渉をしましたか。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。
  - **1** 和解交渉をした
  - 2 自分または相手方が和解交渉を申し入れたが、交渉には至らなかった

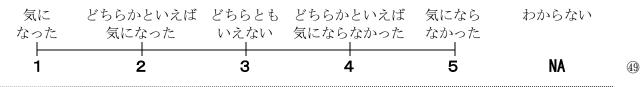
6

- 3 和解交渉の試みはなかった
- 4 覚えていない
- 5 わからない

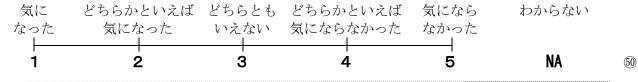
(1)

問8 訴え提起の際に、<u>あなたの依頼人にとって、</u>以下の事項はどの程度気になったと思いますか。依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。 それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

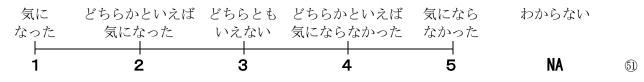
### (1) 裁判にかかる費用



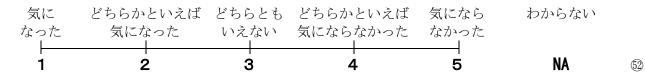
### (2) 裁判にかかる時間



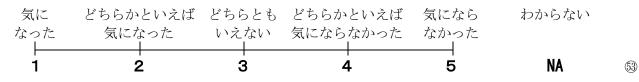
#### (3) 裁判に勝つ見込み



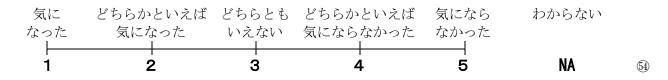
#### (4) 見込まれる判決または和解が履行されない可能性



#### (5) 裁判についての家族や勤務先・近所の人の受けとめ方

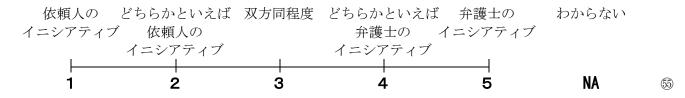


# (6) 裁判のために、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性

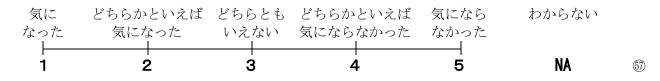


### 間9 訴え提起の際の意思決定についてうかがいます。

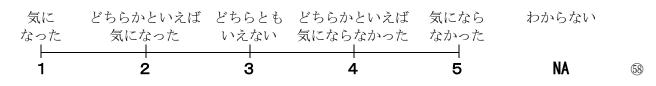
(1) 訴えの提起をする際にイニシアティブ(主導権)をとったのは、弁護士のあなたと 依頼人のどちらでしたか。当てはまる程度でお答え下さい。**依頼人が複数いた場合 は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。



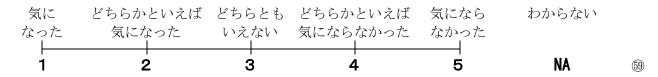
- (2) 訴えの提起をする際に、**あなたご自身は**本件で訴訟を提起することをどのように 位置づけていましたか。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。
  - 1 この種の事件は、通常訴え提起をしている
  - 2 相手方との交渉を進めるための手段として位置づけていた
  - 3 依頼人に納得してもらうための手段として位置づけていた
  - 4 示談交渉が不調に終わったため必要であった
  - 5 本件の紛争の根本にある問題の解決のための手段として位置づけていた
  - **6** その他(内容をご記入下さい: )
- (3) 訴えの提起をする際に、<u>あなたにとって</u>、以下の事項はどの程度気になりましたか。 それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。
  - (a) 裁判にかかる費用



(b) 裁判にかかる時間

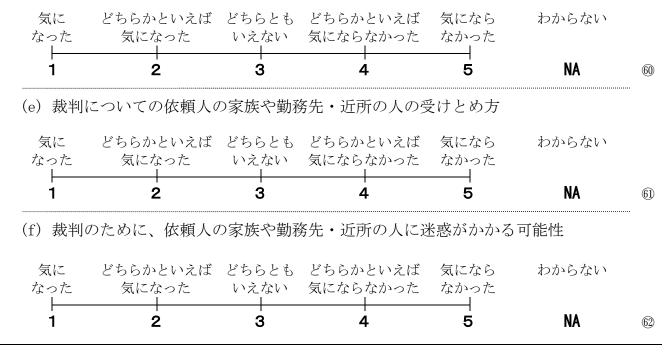


(c) 裁判に勝つ見込み



(56)

(d) 見込まれる判決または和解が履行されない可能性



- 問 10 あなたは以下の事項について依頼人に説明をしましたか。**依頼人が複数いた場合は、** 主だった**依頼人一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまる もの1つ**を選んで下さい。
  - (1) 訴訟救助の制度



 1
 2
 3

 説明した
 説明しなかった
 覚えていない

9

64)

[1]

#### 以下は、第一審の訴え提起後についてうかがいます。

- 問11 第一審での代理人についてうかがいます。
  - (1) 本件で代理人となった弁護士はあなたの他にいましたか。**複数の代理人がいた場合は、人数も**( )の中にご記入下さい。途中で弁護士が替わった場合は、延べ人数でお答え下さい。

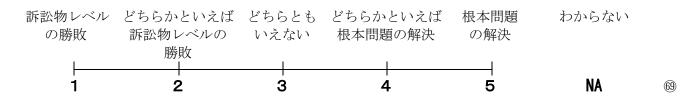


- 【(1) で「2 複数で代理した」と答えた方にうかがいます。】
  - (2) 本件で、代理人としての仕事を主としてしたのはあなたですか。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。

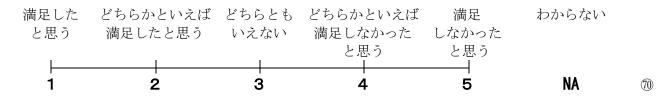


# 【すべての方にうかがいます。】

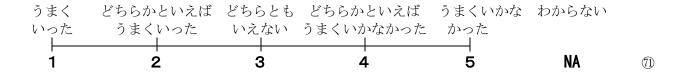
問12 あなたは、本件の訴訟物レベルの勝敗と、背景事情も含めた紛争の根本にある問題 の解決のいずれを重視していましたか。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さ い。



- 問13 依頼人とあなたの関係についてうかがいます。
  - (1)総合的に考えて、あなたの依頼人は、あなたの第一審での仕事ぶりにどの程度満足したと思いますか。**依頼人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。



(2) あなたと依頼人との信頼関係の構築は、どの程度うまくいきましたか。**もっとも 当てはまるもの1つ**を選んで下さい。



10 (1)

# 以下では、相手方弁護士についてうかがいます。

問14 相手方には弁護士が付いていましたか。第一審についてお答え下さい。

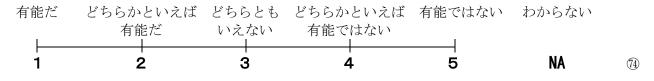
1 付いていた 2 付いていなかった ⇒ 13ページの問 17へ

# 【問 14 で「1 付いていた」と答えた方にうかがいます。】

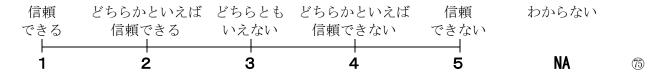
- 問 15 第一審の相手方弁護士について、あなたの評価をお答え下さい。相手方弁護士が複数だった場合は、主だった相手方弁護士一人を選んでお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。
  - (1) 相手方弁護士は準備をよくしていましたか。

よく準備を どちらかといえば どちらとも どちらかといえば 準備をして わからない していた 準備をしていた いえない 準備をして いなかった いなかった 1 2 3 4 5 NA

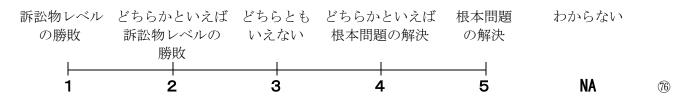
(2) 相手方弁護士は有能だと思いましたか。



(3) 相手方弁護士は信頼できる弁護士だと思いましたか。

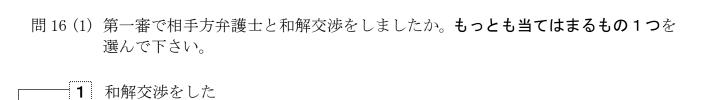


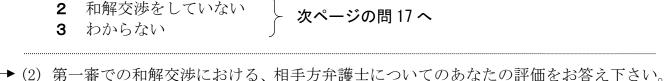
(4) 相手方弁護士は、本件の訴訟物レベルの勝敗と、背景事情も含めた紛争の根本にある問題の解決のいずれを重視していましたか。



11 (1)

(73)

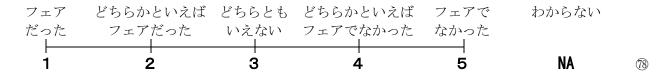




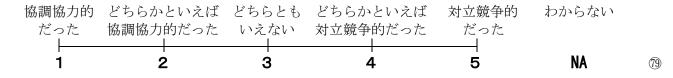
- 相手方弁護士が複数だった場合は、主だった相手方弁護士一人を選んでお答え下さい。 それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。
  - (a) 相手方弁護士はフェアな交渉者でしたか。

和解交渉をしていない

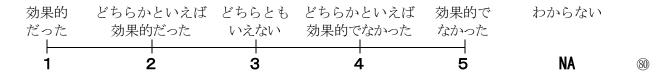
2



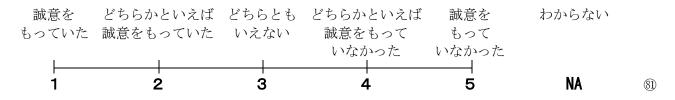
(b) 相手方弁護士の交渉態度はどうでしたか。



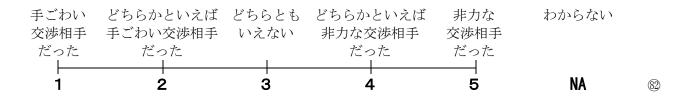
(c) 相手方弁護士の交渉技術は効果的でしたか。



(d) 相手方弁護士は交渉を誠意をもって行っていましたか。



(e) 相手方弁護士は、手ごわい交渉相手でしたか、それとも非力な交渉相手でしたか。



12 [1]

(77)

(11)

12

(13)

(14)

(15)

)

【すべて	の方に	うかがし	います。)
17 .	ひとといし	73.73.0	· <b>o</b>

• /	ての方にっかがいます。】 裁判にかかった費用を請求するとき、以下の内訳の説明をどの程度しましたか。 それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。
(1)	弁護士費用と裁判所に納める費用の区別
	<ul><li>1 区別について説明した</li></ul>

- 区別について説明していない 2

3 覚えていない

4 わからない

- (2) 弁護士報酬と弁護士実費の区別
  - 区別について説明した
  - 2 区別について説明していない
  - 3 覚えていない
  - 4 わからない
- 問 18 第一審での証拠方法の収集についてうかがいます。
  - (1) どのように証拠方法の収集をしましたか。**当てはまるものすべてに**○を付けて 下さい。
    - 依頼人の用意した証拠方法を主として利用した
    - 2 依頼人に細かく指示して、証拠方法を探させた
    - 弁護士として自分で独自に証拠方法を探した
    - 4 その他(内容をご記入下さい:
    - 5 探さなかった
  - (2) 興信所などの調査機関を使いましたか。**当てはまるものすべてに**〇を付けて下さい。

2 1 4 わからない 依頼人が使った 自分が使った 使わなかった

- 問 19 証拠方法の収集で苦労しましたか。**当てはまるものすべてに**○を付けて下さい。
  - 第三者のもとにある証拠方法を調べることが困難だった、またはできなかった
  - 相手方の持っている証拠方法を調べることが困難だった、またはできなかった 2
  - 官公署(警察、消防署、役所など)のもとにある証拠方法を調べることが困難 だった、またはできなかった
  - 特に困難ではなかった 4

証拠方法を探す必要はなかった

その他(内容をご記入下さい: )

13

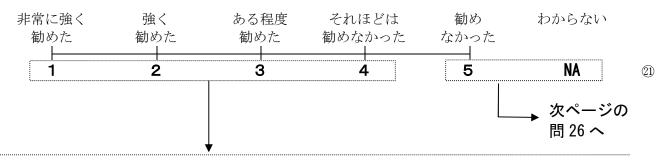
[2]

	てに○を付けて下さい。		
	自分側の申請した証人尋問が行われた   相手方の申請した証人尋問が行われた   原告(ら)について当事者尋問が行われた   被告(ら)について当事者尋問が行われた	Q	6
	5 行われなかった ⇒ 問 22 へ		
	20 で「1~4」のいずれか1つ以上に〇を付けた方にうかがいます。】 証人尋問・当事者尋問に対してどのように準備しましたか。当てはまる に〇を付けて下さい。	るものすべて	
	1 依頼人、自分側の申請した証人と、事前に主尋問の内容を確認した 2 依頼人、自分側の申請した証人に、尋問の際に注意すべきことを伝 3 依頼人、自分側の申請した証人と、事前に尋問のリハーサルを行っ 4 相手方当事者、相手方の申請した証人の陳述書の内容を検討した その他(内容をご記入下さい:	えた	7
	ぐての方にうかがいます。】 請求や法的な主張、反論をするにあたって、どのように決定しましたが当てはまるもの1つを選んで下さい。	う゛。もっとも	
	<ol> <li>ほとんど弁護士である自分だけで決定した</li> <li>依頼人と相談しながら、自分が主として決定した</li> <li>弁護士である自分と相談しながら、依頼人が主として決定した</li> <li>ほとんど依頼人が決定した</li> <li>その他(内容をご記入下さい:</li> </ol>	)	.8)
問 23	本件訴訟の追行中に、証拠、事実関係、法律問題に関して、他の弁護士相談しましたか。 <b>当てはまるものすべてに</b> ○を付けて下さい。	上や専門家に	
	<ol> <li>特に相談しなかった</li> <li>同じ事務所の弁護士に相談した</li> <li>別の事務所の弁護士に相談した</li> <li>弁護士以外の専門家に相談した(ご記入下さい:</li> <li>その他(内容をご記入下さい:</li> </ol>	) )	19
問 24	第一審での法律問題の調査についてうかがいます。 本件訴訟の追行に際して、法律問題に関してのリサーチをしましたか。 <b>当てはまるもの1つ</b> を選んで下さい。	もっとも	
	<ul><li>1 リサーチした</li><li>2 リサーチしていない</li></ul>	2	20)

問 20 本件の第一審では、証人尋問・当事者尋問は行われましたか。**当てはまるものすべ** 

問25 第一審での和解交渉についてうかがいます。

(1) 裁判官はどの程度和解を勧めましたか。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。



【問 25(2)と問 25(3)は、(1)で「1~4」のいずれかを答えた方にうかがいます。】

- (2) 裁判官は和解交渉の際に次の事項をしましたか。**当てはまるものすべてに**○を付けて下さい。
  - 1 執行の困難さへの言及
  - 2 具体的な和解案の提示
  - 3 心証開示
  - 4 上訴の可能性への言及
  - 5 時間的なコストへの言及
  - 6 金銭的コストへの言及
  - 7 敗訴の可能性への言及
  - 8 上記に当てはまるものはない
- (3) 和解交渉の際に、双方対席での話し合いをした場合(対席面接方式)と、相手方抜きで裁判官と話し合いをした場合(個別面接方式)とは、どのような割合でしたか。 もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



15 [2]

(22)

### 【すべての方にうかがいます。】

問26 第一審の結果についてうかがいます。

- (1) 第一審で和解は成立しましたか、判決となりましたか。**当てはまるものすべてに〇**を付けて下さい。
  - 1 訴訟上の和解が成立した
  - 2 裁判外の和解が成立して、訴えを取り下げた
  - 3 判決となった
  - 4 その他(内容をご記入下さい:

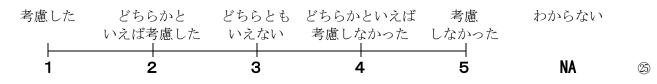
「1 訴訟上の和解が成立した」か、「2 裁判外の和解が成立して、訴えを取り下げた」 のいずれか1つ以上に〇を付けた方は、問26(2)へお進み下さい。

<u>「1」と「2」のいずれにも○を付けず、</u> 「3 判決となった」に○を付けた方は、18 ページの(3)へお進み下さい。

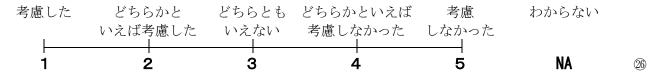
「1~3」のいずれにも〇を付けていない方は、19ページの問27へお進み下さい。

# 【(1)で「1」か「2」のいずれか1つ以上に〇を付けた方にうかがいます。】

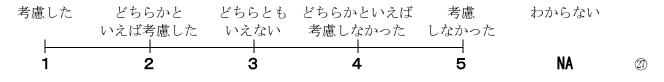
- ▶ (2) <u>依頼人が和解を決断した際、</u>以下の事項をどの程度考慮したと思いますか。依頼 人が複数いた場合は、主だった依頼人一人を選んでお答え下さい。それぞれにつ き、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。
  - (a) 裁判官の勧め



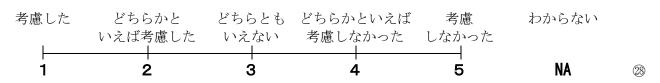
(b) 弁護士であるあなたの勧め



(c) 紛争に早く決着を付けること



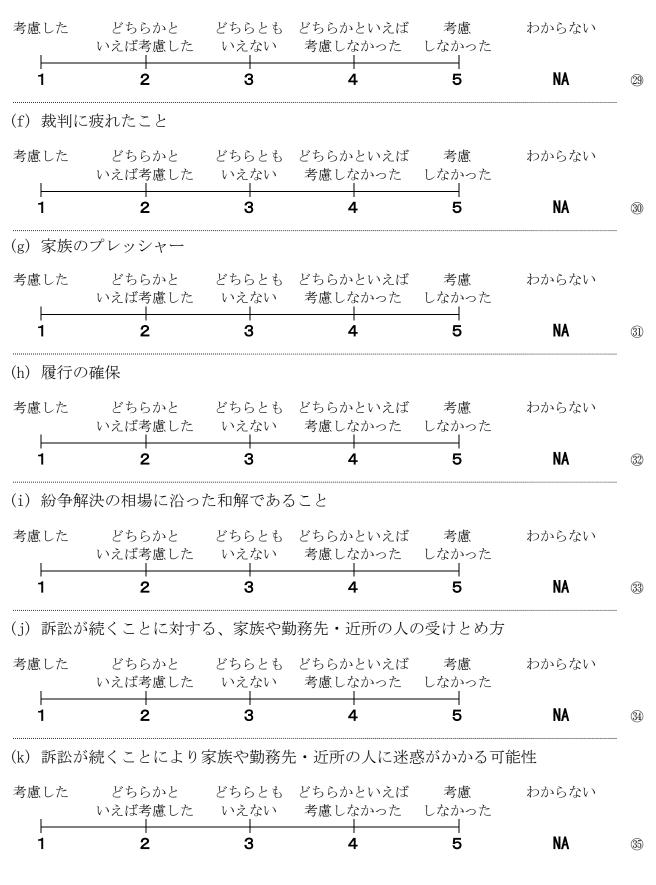
(d) 和解しないと費用がかさむこと



24)

)

# (e) 和解の内容が納得できること



☆ 問 26(1)で「3 判決となった」にも○を付けた方 ⇒ 次ページの(3)へお進み下さい

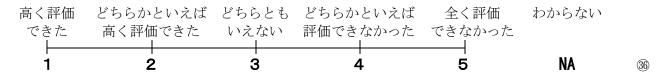
上記以外の方 ⇒ 19 ページの問 27 へお進み下さい

17 (2)

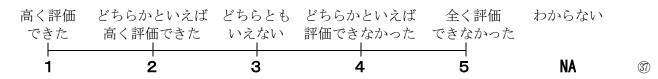
# 【問 26(1)で「3 判決となった」に〇を付けた方にうかがいます。】

(3) 判決書の中の判決理由の部分をどのように評価しますか。当てはまる程度でお答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。

# (a) 事実認定について



### (b) 法的判断について

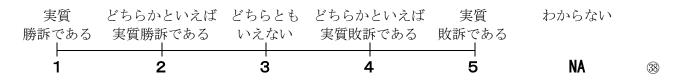


18 (2)

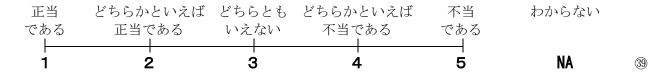
### 【すべての方にうかがいます。】

問27 第一審の結果についての評価をうかがいます。

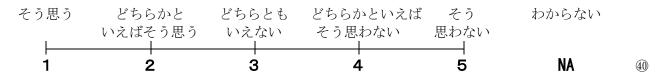
(1) 本件裁判の第一審の結果(判決、和解、取下げ等)は、あなたの側にとって有利な ものでしたか、不利なものでしたか。当てはまる程度でお答え下さい。**もっとも当 てはまるもの1つ**を選んで下さい。



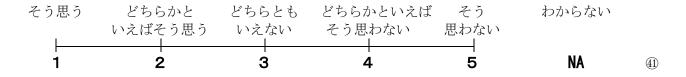
(2) 本件裁判の第一審の結果(判決、和解、取下げ等)をどのように評価されますか。 当てはまる程度でお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



(3) 本件裁判の第一審の結果(判決、和解、取下げ等)は、法律上の権利・義務を踏まえたものだったと思いますか。当てはまる程度でお答え下さい。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。



(4) 本件裁判の第一審の結果(判決、和解、取下げ等)は、問題の実情を踏まえたものだったと思いますか。当てはまる程度でお答え下さい。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。



19 (2)

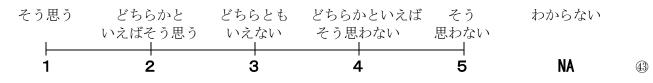
問28 第一審の裁判官についてうかがいます。

(1)	第一審の裁判所は単独でしたか、	合議体でしたか。	審理の終結時についてお答え下
	さい。		

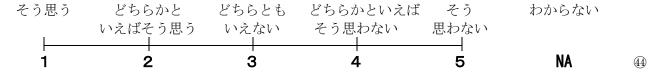
- 1 単独だった
- **2** 合議体だった

3 覚えていない

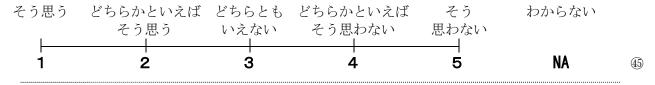
- (2) 第一審の裁判官についてのあなたの評価をうかがいます。合議だった場合は裁判長について、途中で異動があった場合は審理の最終段階の裁判官・裁判長について、お答え下さい。それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。
  - (a) 裁判官は自分の依頼人の話をよく聞いてくれた (依頼人が出廷していない場合は、NAに○を付けて下さい。)



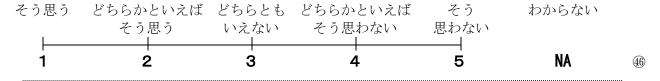
(b) 裁判官は問題とその背景を良く理解していた



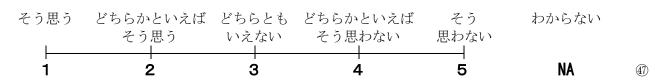
(c) 裁判官の言うことは自分の依頼人にわかりやすかった (依頼人が出廷していない場合は、NAに○を付けて下さい。)



(d) 裁判官は相手方に味方しているように見えた



(e) 裁判官の訴訟指揮は強引だった



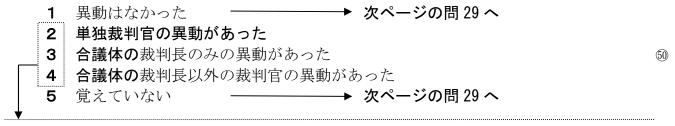
20 (2)

(42)

(f) 裁判官は信頼できた



(3) 審理の途中で裁判官の異動がありましたか。**もっとも当てはまるもの1つ**を選んで下さい。



# 【(3)で「2~4」のいずれかを答えた方にうかがいます。】

- (4) 裁判官の異動によってどのような影響が生じましたか。**当てはまるものすべてに** ○を付けて下さい。
  - 1 影響はなかった
  - 2 審理が遅延した
  - 3 証人の証言から受ける心証形成に影響が出た
  - 4 事実認定に影響した
  - 5 法的判断に影響した
  - 6 かえって審理が充実した
  - **7** その他(内容をご記入下さい: )

(51)

# 【すべての方にうかがいます。】

問29 本件裁判の第一審でかかった諸々のコストについてうかがいます。

(1)	この裁判を振り返って、この事件のための望ましい第一審の審理期間はどのくらい
	であるべきだと思いますか。 <b>提訴から終結までの月数</b> でお答え下さい。

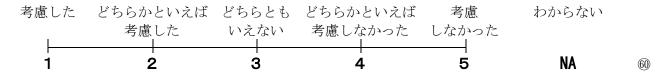
	カ月くらい	§2∼§4
--	-------	-------

(2) この裁判を振り返って、この裁判のために依頼人が**第一審で負担する総費用(弁護士費用を含む)**はどのくらいであるべきだと思いますか。万円単位でお答え下さい。

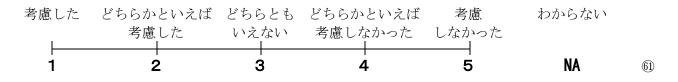


問30(1) この事件の第一審を振り返って、あなたは<u>以下の事項をどの程度考慮しましたか</u>。 当てはまる程度でお答え下さい。**それぞれにつき、もっとも当てはまるもの1つ** を選んで下さい。

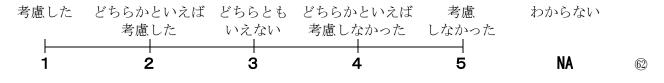
(a) 依頼人の利益を最大限実現すること



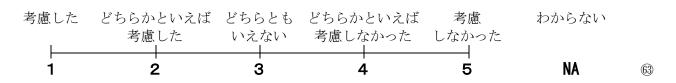
(b) 依頼人の言い分が正しいことを明らかにすること



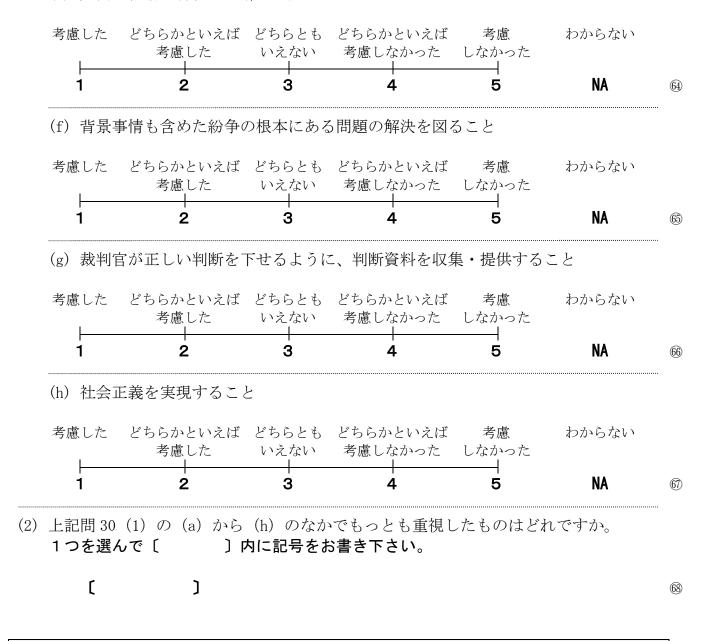
(c) 依頼人の心をケアすること



(d) 依頼人のみならず、当事者双方に配慮した解決を図ること



(e) 先例や相場に合致した解決を図ること



本件の裁判の全過程(控訴、上告を含む)についてうかがいます。

- 問31 本件裁判の最終結果はどうなりましたか。**当てはまるものすべてに**○を付けて下さい。
  - 1 判 決
  - 2 訴訟上の和解
  - 3 裁判外の和解による訴えの取下げ
  - **4** 訴えの取下げ(**3の場合を除く**)
  - **5** その他(内容をご記入下さい:
  - 6 わからない・覚えていない

69

<b>=</b> /4/ 1-	セナシャ 一一一	白にへいて	うかがいます。
1100 1100 1100 1100 1100 1100 1100 110	$M_{1}$	<b>ヺ</b> しごうしきし	つ 711 711 L 1 ま g .

F 1	あな	たとあなたの事務所	折の構成をお答え⁻	下さい。		(10	<u> </u>
(1)	この	事件の終了時点で、	あなたが該当する	らのは次の	うちのどれですか。		
	1 2 3	経営弁護士 (パートナー・共) 勤務弁護士(アソー その他(内容をご)	シエイト・補助弁		護士。一人事務所の場合	·を含む) )	11)
(2)	この	事件の終了時点で、	あなたが所属して	いた事務	所の規模についてお答え	え下さい。	
	(a)	全弁護士数: (	)	人			12~14
	(b)	全事務員数: (	)	人			15~17
(3)		事件の終了時点で、 ありましたか。	あなたが所属して	こいた事務	所には弁護士法人として	ての法人	
	1 2	法人格があった 法人格はなかった					18
F 2	あな	たの生年をお答えて	「さい。西暦、も	しくは元号	を用いてお答え下さい。	<b>.</b>	
	西曆		年 (1 2 3	大正 昭和 平成	年		19~22 23 2425

F3 あなたの性別をお答え下さい。

 1
 2

 男性
 女性

24 (3)

F 4	あなたご自身の年間取り扱い事件数について、2014年の1年間について、それぞれ概数でお答え下さい。	ı
(1)	民事事件(相談、調停、訴訟、破産など全て): 件	27~29
	その内、民事訴訟件数: 件	30~32
	家事事件数: 件	33~35
	法律扶助事件数: 件	36~38
(2)	刑事事件: 件	 39~41)
	その内、国選弁護事件数: 件	42~44
(3)	その他: 件	45~4T
F 5	あなたの年間の弁護士としての収入を、2014年の1年間についてお答え下さい。	-
(1)	粗収入: 万円	48~52
(2)	所得(粗収入から経費を差し引いた額): 万円	<b>53~57</b>
F 6	2014 年末の時点でのあなたの法曹としての活動年数をお答え下さい。	-
(1)	弁護士としての経験年数	
	1 5年未満 2 5年以上10年未満 3 10年以上20年未満 4 20年以上	58
(2)	裁判官または検察官としての経験年数	
	(a) 裁判官経験	
	1 な し 2 あ り ⇒ 年	59 6061
	(b) 検察官経験	
	1 な し 2 あ り ⇒ 年	62 63 64

(1)	得意分野	・ 経験や専門	知識に自信	があり受任	したい分野)	をお持ちで	ずか。	
	1 2	持っている 持っていない	〉 ⇒ 次	ページのF	8^			65)
	得意分野	) <b>は、(1)で「</b> 野の仕事が、あ らいですか。数	なたの弁護	士としての				
		割						66 67
(3)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 13 13 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	の の が	務整理		るものすべ	てに○を付け	て下さい。	 68 69
	(						)	

F7 あなたの専門(得意)分野について、2014年を基準としてお答え下さい。

_
O
$\sim$

(1)	最近の5年間	(2013~2017年)	に高齢者に関わる事件を担当されましたか。
	ここでいう「扌	担当」には相談と	:受任の両方を含みます。

1	2	70
ない	ある	

- (2) 以前に比べて最近は、高齢者に関わる事案の相談や受任が増えたと思いますか、減ったと思いますか。もっとも当てはまるもの1つを選んで下さい。
  - 1 以前に比べて増えた
  - 2 以前と変わらない
  - 3 以前に比べて減った
  - 4 わからない

(3) 先生のご経験に照らして、高齢者に関わる事案に特有の難しさがあれば、具体的にご 記入下さい。(例:××歳くらいから○○という問題が起きやすい)

72

71

※ 民事裁判制度やこのアンケートについて、ご意見・コメント等がございましたら、下の枠内にご自由にお書き下さい。	
ご記入いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、 <u>2月23日(金)</u> にご投函下さいますようお願い申し上げます(切手は不要です)。	まで
◎ご協力いただきましたお礼として、クオカード(3,000円分)をご用意しておりままた、謝礼品はご不要という場合には、謝礼品相当額を「赤い羽根共同募金」に寄たします。	
<ul><li>★ 謝礼品については、いかがいたしますか。</li><li>(○がない場合には、謝礼品を送付いたします。)</li></ul>	
<ul><li>1 謝礼品を送付してほしい</li><li>2 「赤い羽根共同募金」に寄付してほしい</li></ul>	Œ
<ul> <li>◎2018 年 9 月ごろに調査結果の概要をとりまとめたものを本プロジェクトのウェブト(http://web. iss. u-tokyo. ac. jp/cjrp/) に掲載する予定です。</li> <li>最終的な集計や分析の結果は、学術論文や書籍としてまとめるほか、シンポジウム報告させていただく予定です。論文・書籍やシンポジウム等の情報も、随時ウェブトに掲載いたします。</li> </ul>	等で
	'

司法についての意識調査 (弁護士の先生方へのアンケート調査)

28 (3)